

認定変更※はインターネットからも申請できます

※教育・保育給付認定の変更申請

認定区分や事由、保育の必要量などの認定内容に変更があった場合は、インターネットを通じて、パソコンやスマートフォンからも手続きができます。

必要書類

認定変更には証明書等の提出が必要です。また、インターネットからの手続きの場合は、本人確認書類の提出も必要です。

- ① **本人確認書類**の写し（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）
- ② 就労証明書、母子手帳（氏名が記載された表紙と分娩予定日が記載されたページ（4ページ目））、診断書等、**変更後の事由を証明する書類**の写し

※ 提出書類は写真等画像ファイル、またはPDFファイルでの提出になります。

※ 認定の事由によって必要な書類は異なります。詳細は手続きページ（ぴったりサービス）の案内をご確認ください。

ご利用方法

① マイナポータル内の「ぴったりサービス」サイトの「手続きの検索・電子申請」の画面で、市区町村で「昭島市」、検索条件で「子育て」を選択し、検索。

1 市区町村を選択 **昭島市**

郵便番号または市区町村名を入力

検索

東京都 昭島市

2 検索条件を設定 **昭島市**

検索方法を選択

カテゴリ キーワード

カテゴリを選択（複数選択可）

すべて選択 選択を解除

妊娠・出産 子育て 引越し・住まい 高齢者・介護

健康・医療

この条件で検索

② 「検索結果」から「教育・保育給付認定の変更申請」を選択。

教育・保育給付認定の変更申請

電子申請可

受付期間 2023年06月05日～2023年06月20日

支給認定の変更手続きです。すでに認定を受けている人は、認定申請の内容に変更があった場合や、変更を希望する場合は認定の変更申請をする必要があります。

詳しく見る

③ 「申請する」を選択。

教育・保育給付認定の変更申請

支給認定の変更申請

オンライン申請

受付期間 2023/06/05 - 2023/06/20

制度
保育

対象
教育・保育給付認定の2号・3号認定における認定の変更を申請する保護者。

手続を行う人
対象となるお子さんの保護者

概要
支給認定の変更手続きです。すでに認定を受けている人は、認定申請の内容に変更が

申請する

※画面は、パソコン版サイトのものです。スマートフォン版サイトでは、画面の内容が若干異なります。

QRコード

スマートフォンやタブレットの読み取りアプリから右のQRコードを読み取ってください。

教育・保育給付認定の変更申請

ぴったりサービス



注意：申請には、インターネット通信を使用します。通信料等は申請者様の負担となります。

お問い合わせ 昭島市 子ども家庭部 子ども子育て支援課 子ども子育て支援係 (042-544-4189)